

4. 申請手続き・PCB 含有の確認方法について

Q1	PCB 汚染変圧器から高効率変圧器への交換工事を完了しましたが、申請できますか。	
A1		調査事業、交換事業、調査交換事業ともに、着手または完了したものは申請できません。事前申請となります。
Q2	補助金を受けるためには、どのように手続きすれば良いのですか。	
A2		交付申請が必要です。 本ホームページの『応募方法について』や『交付申請書提出書類チェックリスト』をご確認ください。
Q3	補助事業は、期間に制限がありますか。	
A3		令和 7 年度中に補助金の入金を完了させますので、令和 8 年 1 月 20 日までを目途に事業を完了（工事費等の支払いを完了）させてください。
Q4	様式第 1 の別紙 2「経費内訳」について、補助対象経費に消費税を含めても良いですか。	
A4		消費税法別表第三に掲げる法人は、税込申請が可能です。 それ以外の法人は、原則として消費税を含めることはできません。 なお、個人事業主は、税込経理を採用している場合、消費税を含めることができます。 また、個人など消費税の納税義務者とならない方は、消費税を含めることができます。 消費税を含める場合、消費税額を明記してください。
Q5	様式第 1 別紙 2「経費内訳」は、どのように記載すれば良いでしょうか。	
A5		本ホームページに掲載の『記入例（記入サンプル）』を参考としてください。 見積書または計算書において、記載の金額の根拠を明示してください。

Q6	申請書を提出後、申請を取り下げることは可能ですか。	
	A6	<p>取り下げるタイミングによって、以下のように必要な手続きが異なります。 申請手続き及びそれ以降の手続きを充分ご検討の上、申請をお願いします。</p> <p>① 交付申請書の申請中（交付決定通知以前）の取り下げは可能です。</p> <p>② 交付決定通知日以降、15 日以内であれば、書面をもって取り下げが可能です。</p> <p>③ 交付決定通知日から 15 日以降は、中止又は廃止の手続きが必要です。 また、中止又は廃止までに実施した内容の完了実績報告書の提出も必要です。</p>
Q7	交換事業の補助対象となる既存の変圧器は、どのようなのですか。	
	A7	<p>交換事業につきましては低濃度 PCB に汚染されていることが確実な変圧器が対象となります。</p> <p>PCB 汚染の可能性が否定できない変圧器は調査事業として絶縁油を採油分析し、低濃度 PCB 汚染の事実を確認してください。</p> <p>PCB に汚染されていないことが判明した変圧器の交換費用は補助対象とはなりません。</p>
Q8	平成 6 年製造の富士電機製の変圧器は、微量 PCB 汚染の恐れがあるものとされているが、補助対象となりますか。	
	A8	<p>平成 6 年までに出荷された富士電機製変圧器は PCB 汚染の可能性があるので、調査事業として補助対象となります。</p>